

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書（続）

被相続人	
------	--

第3表（続）・第8表2（続）（修正申告用）（平成26年分以降用）

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表（続））									
財産を取得した人の氏名									
区 分				㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 （㊧－㊦）	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 （㊧－㊦）
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人（第12表㉕）	㊦	円	円	円	円	円	円
		その他の人（第1表㊶＋第1表㊷）	㊦						
	債務及び葬式費用の金額（第1表㊸）		㊦						
	純資産価額（㊦－㊸）又は（㊦－㊸） （赤字のときは0）		㊦						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表㊹）		㊦						
	課税価格（㊦＋㊹） （1,000円未満切捨て）		㊦	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額（第2表㊰）		㊦						
	あん分割合（ $\frac{\text{各人の㊰}}{\text{A}}$ ）		㊦						
	算出税額（㊦×各人の㊰）		㊦	円	円	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額	㊦						
		農業投資価格超過額（第12表㊴）	㊦	円	円	円	円	円	円
		各人へのあん分額 （ $\frac{\text{㊰} \times \text{各人}}{\text{㊴} \div \text{㊵}}$ ）	㊦						
各人の算出税額（㊦＋㊴）		㊦							
(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。 2 各人の㊴欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額㊴」欄に転記します。									

2 農地等納税猶予税額（第8表2（続））（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）									
農業相続人の氏名									
区 分				㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 （㊧－㊦）	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 （㊧－㊦）
納税猶予の基となる税額（上の表の各農業相続人の㊴の金額）	相続税の2割加算が行われる場合の加算金額 （第4表1㊵×上の表の各農業相続人の㊴の金額）	㊦	円	円	円	円	円	円	円
		㊦							
	納税猶予税額の計算上の税額控除の額	税額控除額の計（第1表の各農業相続人の㊴＋㊵）の金額	㊦						
		上の表の㊴の各農業相続人の算出税額	㊦						
		相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 （第4表1㊵×上の表の各農業相続人の㊴の金額）	㊦						
		（㊦－（㊴＋㊵））の金額 （赤字のときは0）	㊦						
農地等納税猶予税額（㊦＋㊴－㊵） （100円未満切捨て、赤字のときは0）		㊦	00	00	00	00	00	00	
(注) 1 各人の㊴欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㊴」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の㊦又は㊵欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㊴」欄に転記します。 2 ㊴欄の㊵欄に記入する金額は、㊵欄の「㊦＋㊴－㊵」の金額が㊴欄の㊴欄の金額を超える場合には、㊴欄の㊴欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㊴欄の㊵欄の金額は、㊴欄の㊴欄の金額を超えることができます。									